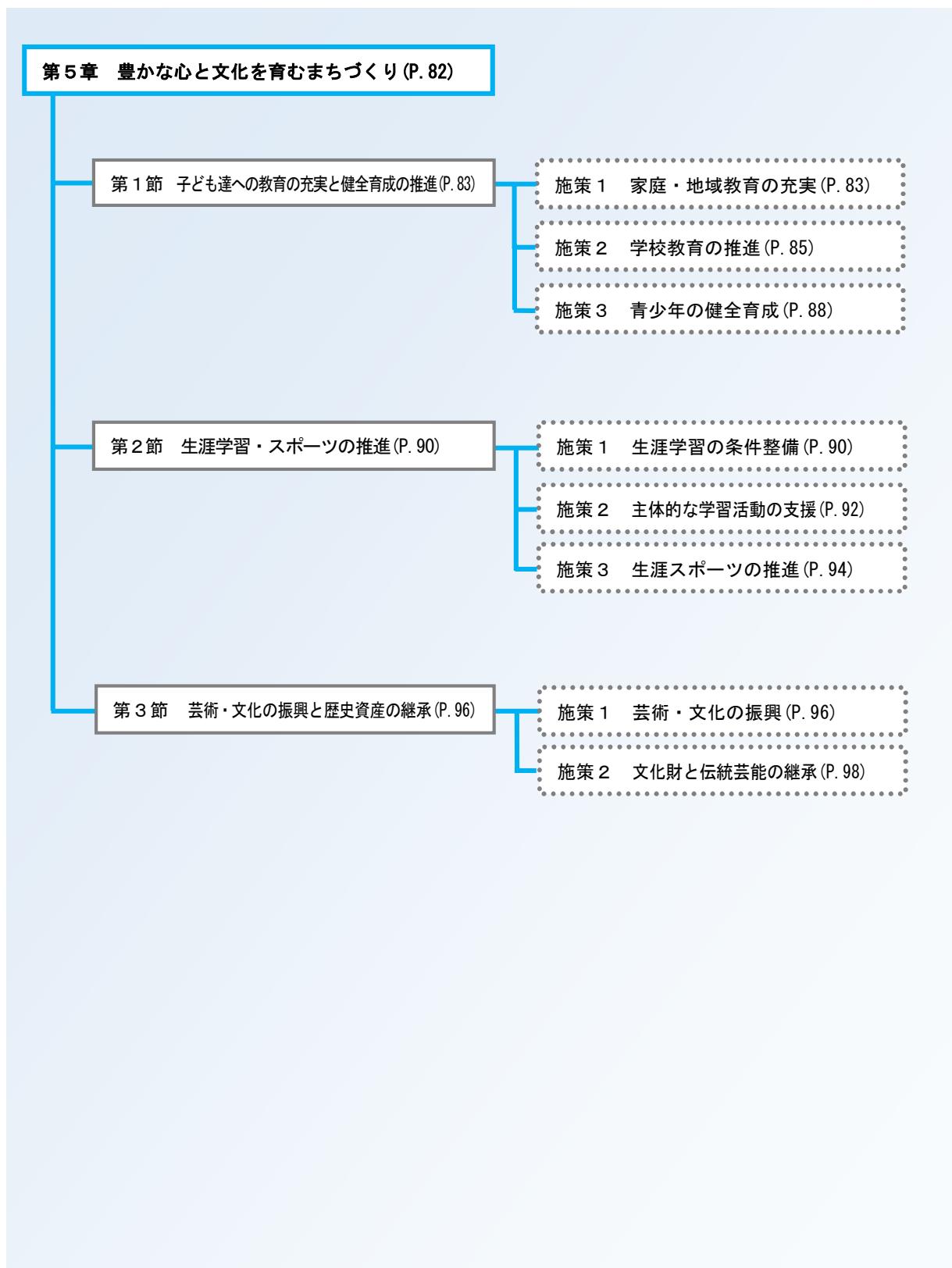


# 第5章 豊かな心と文化を育むまちづくり

## 《 第5章 施策の体系 》



## 第1節 子ども達への教育の充実と健全育成の推進

### 1. 家庭・地域教育の充実

#### 《 現状と課題 》

子どもの生活の基盤である家庭における教育は重要ですが、少子化、核家族化が進む状況においては、子育て家庭が孤立しやすく、地域の支援が不可欠となっています。

本市では、市立保育所 8 箇所において、「保育所家庭教育学級」を実施するなど、学びの機会の提供に努めるほか、市内 3 地域では「乳幼児教室」を開催し、保護者同士の交流や親子のふれあいの機会を提供しています。

保護者の幼児教育への関心は高いことから、今後も保育所や関係団体との連携を図りながら、講座内容やスタッフの充実を図ると同時に、家庭や地域における教育の場の充実を図る必要があります。

また、本市では、家庭や地域、保育所、その他関係団体との連携を図りながら、家庭教育を支援するため、平成 16 年に市子育て支援ネットワーク協議会を発足し、ネットワークづくりを進めてきました。今後も、地域の様々な主体が連携しながら、子育てを支援するとともに、その担い手の育成を図ります。

#### 《 施策の方針 》

多様化する教育・保育ニーズや地域性を踏まえ、関係機関と連携しながら、保護者が子育てについて学ぶ機会を拡充するとともに、放課後子ども教室や関係機関のネットワークの強化に努め、教育的観点から地域全体で子育てを支援する体制の強化に努めます。また、「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備等に努めます。

#### 《 施策の体系 》

##### 〈施 策〉

施策 1 家庭・地域教育の充実

##### 〈施策の展開〉

(1) 家庭教育の推進

(2) 地域教育の推進

〈施策の展開〉			
1. 家庭・地域教育の充実			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児学級などにおける指導体制の充実を図るとともに、保育所家庭教育学級を拡充し、しつけや遊びなどをはじめとした保護者の学習機会の提供に努めます。</li> <li>● 保護者や祖父母などを対象にした家庭教育学級や講座などの充実を図ります。</li> </ul>	家庭教育
(2)	地域教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親子で参加できる遊びの機会などを通じて、地域での交流促進を図ります。</li> <li>● 子育てサポーターなどの育成を図るとともに、子育ての経験者の知恵や経験などを活用した家庭教育の支援に努めます。</li> <li>● 子育てサークルの育成に努めるとともに、子育て支援に関わる自主的な活動を支援し、保護者の交流の機会を拡充します。</li> <li>● 放課後子ども教室や学校コラボレーター事業の充実に努めます。</li> <li>● 「放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等に努めます。</li> </ul>	家庭教育 児童福祉

### 《 数値目標 》

家庭教育学級参加人数  
【H25: 4,710 人 ⇒ H31: 4,800 人】

一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室数  
【H25: 0 箇所 ⇒ H31: 5 箇所】

## 2. 学校教育の推進

### 《 現状と課題 》

全国的に少子高齢化や都市化・過疎化の進展、核家族化による家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などを背景に、子どもと地域とのつながりの希薄化が懸念されており、親と子や教員と児童生徒、子ども同士の関係や、親・教員以外の大人との触れあいが重要となっています。

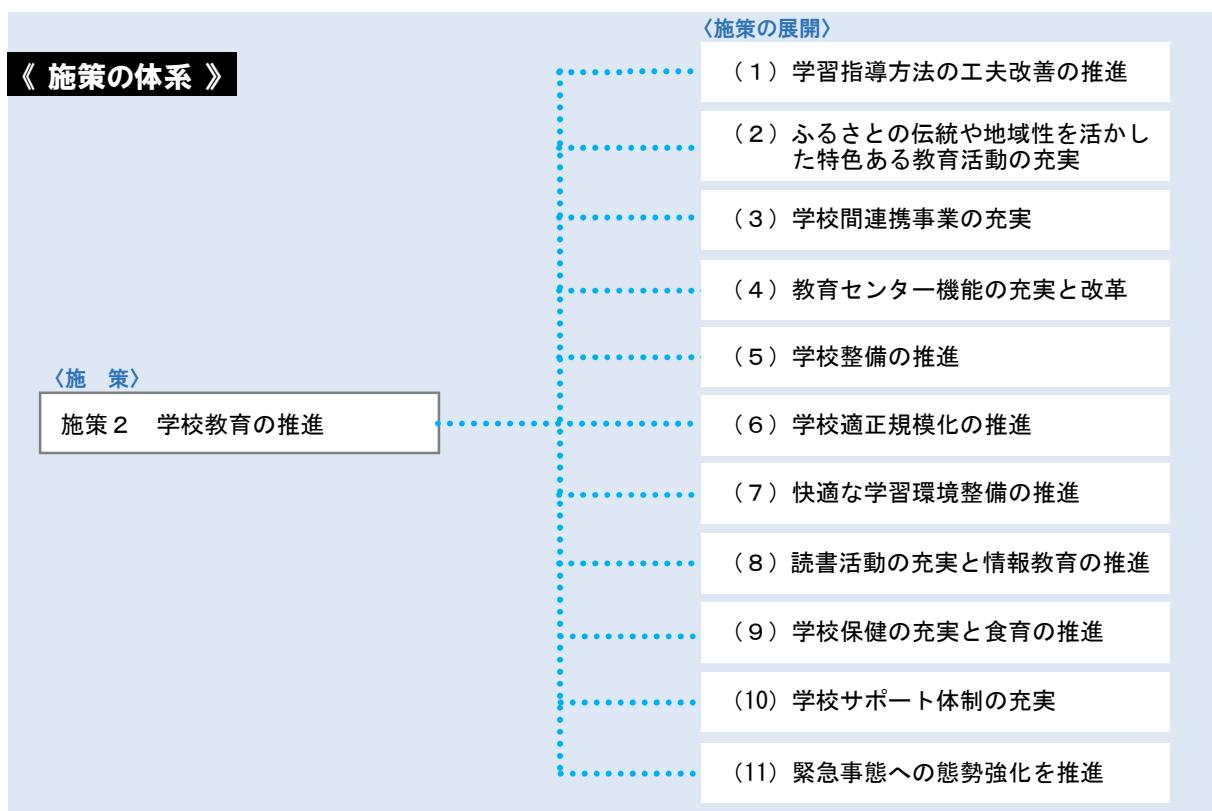
国では、学校週5日制の導入以降、学校、家庭、地域社会が相互に連携し、土曜日や日曜日を活用しながら、子どもたちが社会体験や自然体験など様々な活動を経験し、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などの「生きる力」を育していく方針が打ち出されました。

本市では、旧耐震基準で建設された各小中学校施設の耐震化を平成24年に全て完了するとともに、学校施設のトイレのバリアフリー化・多目的トイレの整備、安心安全な給食を提供するため設備の更新など、様々な教育環境の整備を行ってきました。

現在、市内の小学校は9校で児童数は1,398人、中学校は3校で生徒数は849人（平成26年5月1日現在）となっています。児童生徒が減少傾向の地域もあり、今後も小中学校適正規模基本方針を踏まえながら、「学校施設整備計画」を策定し教育環境の整備を図るとともに、「市教育振興基本計画」に基づき教育内容の充実や指導体制の強化に努めます。

### 《 施策の方針 》

小・中学校を一貫して『分かる授業・心にひびく教育』をキーワードに、特色ある学校づくりを推進します。そのため、学ぶ意味や喜びを味わえる学習づくり、児童生徒のよさを生み出す環境づくり、信頼に満ちた安心、安全な学校づくりを具現するための事業を推進します。



〈施策の展開〉

2. 学校教育の推進

項目	施策の内容	主担当
(1) 学習指導方法の工夫改善の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基礎学力の向上と自己表現力の育成を図ります。</li> <li>●基礎学力を付ける授業と問題解決の力を付ける授業など目的を明確にした授業への改善を図ります。</li> <li>●全教職員の授業や活動を参観し、具体的に助言しながら個々の教職員の授業力・生徒指導力等の資質向上に努めます。</li> <li>●市内的人事交流を盛んにし、学校の活性化と教職員のキャリアアップを図ります。</li> </ul>	学校教育
(2) ふるさとの伝統や地域性を活かした特色ある教育活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の自然や伝統、市内の各種施設、校区内外の人材を活用するなど「ふるさとに学ぶ提案型体験活動」を一層推進します。</li> <li>●ふるさと宿泊体験プログラムの共同開発や充実を図ります。</li> <li>●学校の様々な教育活動が効果的かつ安全に実施できるよう地域の方々や保護者、学校評議員等の連携を図り、学校づくりを進めて行きます。</li> <li>●学校コラボレーター会員による学習支援活動をより一層拡大・充実します。</li> </ul>	学校教育
(3) 学校間連携事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市小学生陸上記録会を通し、児童の体力や運動能力向上をめざします。また、市中学校総合体育大会を実施し、技能向上と他校との交流を図ります。</li> <li>●文集「やまびこ」を活用して、表現活動や読書活動等の学習活動の充実を図ります。また、絵画や書写の展示会、市音楽会を開催し市民に広く紹介します。</li> </ul>	学校教育
(4) 教育センター機能の充実と改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>●力のある教師を育てるために教育センターの研修機能を強化し、教育課題への対応力や教職員の資質向上のための研修や教職員のニーズを満たす講座の充実を図ります。</li> <li>●教職員が積極的に活用できるよう備品や情報等の環境整備を充実します。</li> <li>●専門の教育相談体制を充実させ、学校や適用指導教室に通学できない児童生徒の対応強化に努めます。</li> </ul>	学校教育
(5) 学校整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●天井材、照明機器、収納棚などの非構造部材の耐震化を図ります。</li> <li>●施設の大規模改修に合わせ、児童生徒のふれあう場所を中心として木質化への取組を進めます。</li> <li>●学校施設が非常災害時の応急避難場所として、必要な機能が発揮できるよう多目的トイレの設置や防災備蓄倉庫などの整備を図ります。</li> </ul>	学校教育

《施策の展開》

2. 学校教育の推進

	項目	施策の内容	主担当
(6)	学校適正規模化の推進	●学校適正規模基本方針及び推進計画に基づいて、複式学級解消のため学校統合の準備を進めます。	学校教育
(7)	快適な学習環境整備の推進	●学校環境の改善のため普通教室にエアコンの設置を検討します。 ●未整備の小学校のトイレを乾式化・洋式化へ移行を進めます。 ●障がい者に優しい施設環境の整備を進めます。	学校教育
(8)	読書活動の充実と情報教育の推進	●全小中学校に読書指導員を配置し、学習・情報センター機能を充実し、地域住民やPTAも活用できるよう環境整備を推進します。 ●最新の視聴覚教材や教育機器を計画的に整備し、授業でのICT活用を推進します。	学校教育
(9)	学校保健の充実と食育の推進	●歯と口腔の健康づくりを更に推進し、12歳児のDMFT指數全国トップをめざします。 ●山県ふるさと食材を活かす献立を工夫し、地産地消を一層推進します。 ●全ての学校に単独調理場と専用ランチルームを併設している学校給食の提供方式を継続し、より安全で安心な調理場を整備して行きます。	学校教育
(10)	学校サポート体制の充実	●学校規模や実情に応じて学習支援員や教育サポーターを配置して、児童生徒の学業等を支援します。 ●不登校児童生徒の出現率減少をめざし、より効果的に教育相談員及び生活相談員を配置します。	学校教育
(11)	緊急事態への態勢強化を推進	●児童生徒の安全な登下校のため、「あんしんネット」登録率の向上に努めます。 ●幼保・小中学校・高校との連携を一層深め情報交換や課題等の研修を充実させます。 ●いじめの実情に応じて具体的な取組や対応、評価について検討する委員会の体制整備や保護者と関係機関との連携強化を図ります。	学校教育

《 数値目標 》

多目的トイレ設置箇所数

【H26: 30 箇所 ⇒ H31: 32 箇所】

12歳児一人平均むし歯指数(DMFT指數)

【H25: 0.08 本 ⇒ H31: 0 本】

あんしんネット登録率

【H26: 96% ⇒ H31: 100%】

市費学習支援員等の人数

【H26: 132 人に 1 名 ⇒ H31: 100 人に 1 名】(児童生徒数当たり)

防災備蓄倉庫設置箇所数

【H26: 0 箇所 ⇒ H31: 2 箇所】

学校給食の地場産物使用割合

【H25: 25.7% ⇒ H31: 30.0%】

不登校児童生徒の出現率

【H25: 0.6% ⇒ H31: 0.5%】

小学生陸上記録会参加率

【過去平均: 33% ⇒ H31: 50%】

### 3. 青少年の健全育成

#### 《 現状と課題 》

青少年は、家庭や学校はもとより、地域との関わりや社会体験、スポーツなどの様々な経験を通じ、人間性豊かな社会性を身に付けた大人へと成長します。

近年、青少年に関わる事件・事故や、スマートフォン・インターネットを介する犯罪やいじめなども大きな社会問題となっており、地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むことがより一層必要となっています。

本市では、市青少年育成市民会議において、「少年の主張大会」「市長と語る会」「青少年育成推進大会」「街頭啓発」などの事業を主催し、青少年の健全育成に向けた活動を積極的に推進してきました。

また、市内の各地域においても、青少年と地域住民の交流事業が実施されていますが、今後も地域や関係団体の連携を深めながら、地域活動への参加機会の提供や、安全で活発に活動できる居場所の確保など、地域との連携を密にした活動を推進することが必要です。

平成26年11月には市PTA連合会・市青少年育成市民会議連名で「携帯電話やスマートフォン等の安心・安全な利用について」の宣言を行い、いじめやトラブル等から子どもたちを守るために、家庭・地域・学校が一丸となって対策を推進します。



青少年育成推進

#### 《 施策の方針 》

青少年問題の持つ重要性を鑑み、国や県の施策を踏まえたうえで、地域の理解と協力を得ながら、地域の宝である青少年の健全育成を図り、次代を担う人づくりに努めます。

#### 《 施策の体系 》

##### （施策の展開）

##### （施 策）

施策3 青少年の健全育成

（1）青少年健全育成推進体制の充実

（2）青少年組織の育成と活動の促進

（3）青少年の健全育成環境の充実

〈施策の展開〉			
3. 青少年の健全育成			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	青少年健全育成推進体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家庭・学校・地域が連携を図り、青少年健全育成のための推進体制や活動方針の確立に努めます。</li> <li>●青少年育成市民会議の活動を充実するとともに、子ども会やスポーツ少年団などとの連携を強化します。</li> </ul>	青少年教育
(2)	青少年組織の育成と活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子ども会やスポーツ少年団などの活動を促進するとともに、活動内容の充実などの主体的な取組を支援します。</li> <li>●青少年健全育成を支援する組織や団体に対する支援を行います。</li> </ul>	青少年教育
(3)	青少年の健全育成環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館や学校施設などを活用しながら、青少年が安全で主体的に活動できる居場所の確保に努めます。</li> <li>●青少年に対して自然体験などの活動や様々な交流の機会を提供し、適切な判断力を身に付ける契機づくりに努めます。</li> </ul>	青少年教育

### 《 数値目標 》

少年の主張大会来場者数  
【H25: 170 人 ⇒ H31: 200 人】

青少年育成推進大会来場者数  
【H25: 180 人 ⇒ H31: 200 人】

## 第2節 生涯学習・スポーツの推進

### 1. 生涯学習の条件整備

#### 《 現状と課題 》

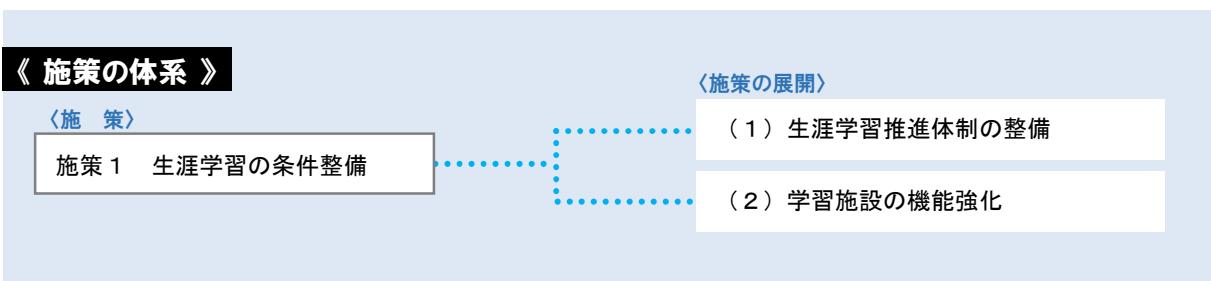
市民一人ひとりが自由に学ぶことができ、自らの成長や自己実現を図るとともに、学習活動を通じて生きがいや人とのつながりを育み、その成果を地域などに還元することは、地域の活性化にもつながります。

本市では生涯学習活動の主な拠点となる中央公民館（3館）と地区公民館（12館）を中心に、市民による主体的な学習活動が展開されています。生涯学習の推進にあたっては、関係機関や地域との連携を図りながら、中央公民館を中心とした生涯学習の方針や年間計画の検討などを行ってきました。地区公民館では地域に即した行事を取り入れ、市民との協働による地域づくりと地域の特色を生かした事業の展開に取り組んでいます。

しかし、過疎化や少子高齢化、市民ニーズの多様化が進行する中、公民館の機能の分担・統合や講座のあり方など、効果的かつ効率的な管理・運営を図る必要が生じています。

#### 《 施策の方針 》

生涯学習施設の充実を図るとともに、生涯学習の指導者の育成・確保に努めます。また、市民ニーズを踏まえながら、地域との協働により生涯学習を通じたまちづくりや人づくりに努めるとともに、効果的かつ効率的な生涯学習施設の管理・運営を図ります。



〈施策の展開〉			
1. 生涯学習の条件整備			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	生涯学習推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習リーダーや指導者の育成・確保を進めるとともに、生涯学習リーダーバンクの充実に努めます。</li> <li>●教育機関や関係団体との連携を強化し、市民が生涯学習の成果を活用できる場や機会の拡充に努めます。</li> </ul>	生涯学習
(2)	学習施設の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館の位置づけや機能の検討を進めるとともに、市民の学習ニーズに対応できる施設・設備の充実に努めます。</li> </ul>	生涯学習

### 《 数値目標 》

公民館利用者  
【H25: 90,314 人 → H31: 100,000 人】

リーダーバンク登録者数  
【H25: 262 人 → H31: 300 人】

## 2. 主体的な学習活動の支援

### 《 現状と課題 》

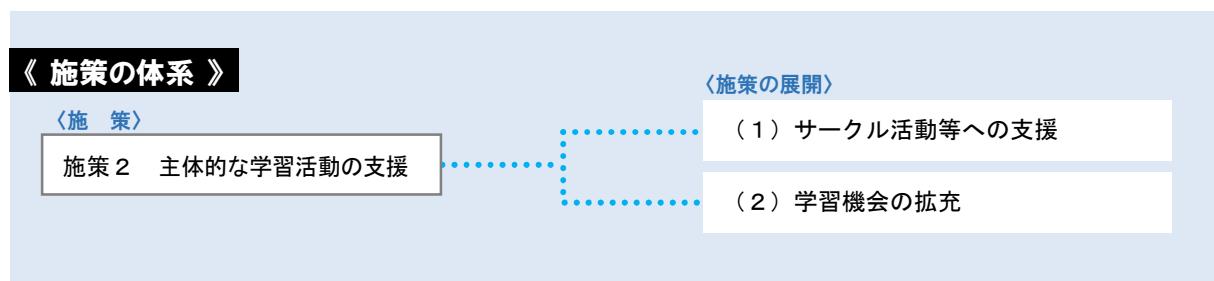
社会状況やライフスタイルが大きく変化する中、生涯学習活動は、自己実現のみならず、地域の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成等、地域にとって大変重要なものとなっています。

本市の公民館等における生涯学習活動は、現在、26 講座、189 サークルが自主的に運営されています。また、「生涯学習ガイド」を発行し、講座やサークルの紹介を行っています。更に、広報紙や有線テレビなどを活用した情報の提供に努めてきました。しかし、講座やサークルの参加者は年々高年齢化しており、女性が多く男性が少ないといった状況もみられています。

今後、過疎・高齢化が進む中で、市民ニーズを重視しながら、運営の見直しや、市民ニーズを踏まえた講座内容の充実を図る必要があります。

### 《 施策の方針 》

多様な情報媒体の活用により生涯学習情報の提供を充実し、市民の生涯学習への関心や参加意欲の向上に努めます。また、地域づくりにつながる活動や生活に密着した学びの場等の特色ある講座を提供し、学習サークルなど市民の自発的な学習活動を支援します。



〈施策の展開〉			
2. 主体的な学習活動の支援			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	サークル活動等への支援	●講座・教室の修了者などを対象に、主体的なサークル活動や自主的な教室運営などを支援します。また、今後も3年間の講座終了時には、サークルとして長く活動ができるよう支援します。	生涯学習
(2)	学習機会の拡充	●市民ニーズを踏まえ、講座・教室の見直しや内容の充実に努めます。利用者からの要望に応え、毎年新しい講座を計画し、ニーズを大切にしながら、趣味趣向だけでなく生活に密着した講座・教室をコーディネートし、学習内容の充実を図ります。	生涯学習

### 《 数値目標 》

公民館講座数  
【H25: 26件 ⇒ H31: 35件】

サークル数  
【H25: 189件 ⇒ H31: 200件】

### 3. 生涯スポーツの推進

#### 《 現状と課題 》

生涯スポーツは、市民の健康や体力の維持・増進、更には市民の親睦や交流を深め、豊かな地域社会を形成するために、重要な役割を担うものです。

近年では、高齢者の介護予防や健康づくり、障がい者の社会参加、青少年の健全育成など多様な面において、スポーツや体力づくりの重要性が高まっていることから、今後も、関係団体との連携を図りながら、計画的な指導者の育成・確保に努めるとともに、誰もが気軽に実践できる運動プログラムの整備などが必要です。

本市では、多様化する市民ニーズに対し、より効果的・効率的に対応するため、平成20年度から一部地域のスポーツ施設に指定管理者制度を導入しています。民間能力の活用により、住民サービスの向上と経費の節減に努めた結果、利用者数も増加しており、引き続きサービス向上と効率的な運営に努めながら、利用環境の充実を図ることが求められています。

また、本市は総合型地域スポーツクラブを展開し、市民が希望するスポーツ活動に積極的に参加できる環境を整備しているほか、各種軽スポーツ大会を開催しています。

今後も、体育協会やスポーツ少年団・スポーツクラブを中心となり、指導者の育成派遣などを通じて、生涯スポーツの推進や競技スポーツの発展に努めていくことが必要です。

#### 《 施策の方針 》

スポーツや体力づくりの重要性や楽しさについての周知を図り、市民への普及に努めます。また、誰もが気軽に実践できる運動プログラムの整備や、指導者の育成・確保を図り、スポーツに親しむことのできる環境づくりを進めます。

また、健康スポーツ推進の一環として、競技用施設を除き使用料の無料化を行い、健康寿命を高める環境づくりを図ります。

#### 《 施策の体系 》

##### 〈施 策〉

施策3 生涯スポーツの推進

##### 〈施策の展開〉

(1) スポーツ・レクリエーション環境の充実

(2) スポーツ・レクリエーション機会の拡充

〈施策の展開〉

3. 生涯スポーツの推進

項目	施策の内容	主担当
(1) スポーツ・レクリエーション環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の健康増進や施設の利用促進及び有効利用をめざし、競技用施設を除き使用料の無料化を実施します。</li> <li>●総合運動場をはじめ、市内の体育施設の効率的な管理・運営に努め、有効活用を促進します。</li> <li>●利用者ニーズなどを踏まえ、総合運動場等の体育施設の充実を図ります。</li> <li>●スポーツ・レクリエーションの指導者やリーダーの確保に努めます。</li> </ul>	生涯 スポーツ
(2) スポーツ・レクリエーション機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会体育施設に指定管理者制度を導入し、サービス向上に努めます。</li> <li>●「総合型地域スポーツクラブ補助金」によりスポーツ教室等を開催し、内容の充実を図ります。</li> <li>●体育協会などの関係機関と連携を図りながら、幅広い年齢層が参加できるスポーツ企画の充実を図るとともにウォーキングイベントなどの開催により、健康な生活習慣についての普及・啓発活動を推進します。</li> <li>●自然環境を活かし、レクリエーションの場や機会の確保を進めるとともに、サイクリング・ウォーキングロードの活用促進に努めます。</li> </ul>	生涯 スポーツ

《 数値目標 》

やまがたウォーキングイベント（年2回）  
【H25: 37人（年1回）⇒ H31: 150人】

市ラジオ体操・みんなの体操会  
【H25: 1,300人 ⇒ H31: 1,400人】

社会体育施設利用者数  
【H25: 231,075人 ⇒ H31: 240,000人】

## 第3節 芸術・文化の振興と歴史資産の継承

### 1. 芸術・文化の振興

#### 《 現状と課題 》

経済的な発展と社会的基盤の整備が急速に進められ、人々の暮らしが豊かになった反面、先人から受け継がれてきた大切な文化を次代に引き継いでいくことが難しくなりつつあります。文化芸術振興基本法の基本理念に即して、将来にわたって市民が文化的な生活を送ることができるよう、多様な文化芸術に触れ、活動できる機会を提供していく必要があります。

本市では、図書館を中心に、「歴史民俗資料館」「美術館」「花咲きホール」「古田紹欽記念館」を含む一帯を文化ゾーンと位置づけ、多様な文化事業を推進しています。

「花咲きホール」では、乳幼児から優れた芸術文化に触れる機会を提供する「0歳からのコンサート」や市民参加の演劇を開催しているほか、市民主体の芸術文化活動を育成、支援しています。また、学校や保育園などを対象にしたアウトリーチ事業を積極的に展開しています。そのほか、「歴史民俗資料館」では、資料の収集と公開と活用、「美術館」では、市民の作品展や優れた芸術作品の展示、「古田紹欽記念館」では、日本文化や地域文化の紹介や情報発信をはじめ市民茶会を実施するなど、それぞれの施設の特長を活かしながら一体的な活用を図っています。今後も、市民一人ひとりの文化的資質の向上につながる多様な文化事業を積極的に展開していく必要があります。

図書館では、蔵書検索や貸出予約などをインターネットで行えるようにする図書Web公開システムを整備するなど、利用者サービスの充実に努めてきました。今後も、重要な生涯学習拠点の一つとして、市民に愛され、役に立つ魅力ある図書館づくりを推進していく必要があります。更に、子どもの読書活動の推進に関する法律のもと、図書館を中心に学校、家庭、地域が連携した子どもの読書推進に一層努めていく必要があります。

#### 《 施策の方針 》

乳幼児から高齢者まで、誰もが文化芸術に親しむことができる機会を提供するとともに、市民の主体的な文化芸術活動を促進し、文化の香り高いまちづくりに寄与します。また、文化施設それぞれにおける機能の強化と充実を図り、施設相互の連携のもとに相乗効果を生み出すとともに有効利用につなげ、市民にとって魅力ある文化活動拠点づくりに努めます。

また、図書館においては、図書資料の充実をはじめ、学校・地域・家庭との連携のもと、子どもの読書活動の推進に一層努めるとともに、歴史民俗資料館、美術館を併設する複合施設の利点を活かし、学習の場、憩いの場として、市民に役立つ魅力ある施設運営をめざします。

#### 《 施策の体系 》

##### 〈施 策〉

###### 施策 1 芸術・文化の振興

##### 〈施策の展開〉

(1) 図書館利用の促進

(2) 文化施設の充実

(3) 芸術・文化活動の促進

〈施策の展開〉			
1. 芸術・文化の振興			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	図書館利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書館ホームページや図書館情報システムの活用により、図書館利用者の自発的な学習活動の促進に努めます。</li> <li>●図書館を中心に、学校、家庭、地域が連携し、子どもの読書推進に努めます。</li> <li>●魅力ある図書館をめざし、幅広い分野の図書資料の収集に努め、蔵書の充実を図ります。</li> <li>●読み聞かせボランティア等による絵本等の読み聞かせを推進するとともに、親子等を対象とした物作り講座など楽しいイベントを開催し、図書館利用を促進します。</li> </ul>	芸術・文化
(2)	文化施設の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民の文化芸術活動の拠点となる文化施設の機能の維持・充実に努め、市民に親しまれ、利用しやすい文化施設の運営を図ります。</li> </ul>	芸術・文化
(3)	芸術・文化活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文化の里花咲きホール、古田紹欽記念館において、市民の文化芸術の鑑賞機会や参加による文化創造の機会を拡充します。</li> <li>●利用促進を図るための文化情報の発信機能を強化します。</li> <li>●歴史民俗資料館を核として、民俗資料の収集整理及び公開、活用を図ります。</li> <li>●美術館の活用を促進するため、企画展や市民作品展等を実施し、周知のための広報を推進します</li> </ul>	芸術・文化

### 《 数値目標 》

図書館貸出冊数  
【H25: 143,201 冊 ⇒ H31: 150,000 冊】

花咲きホール稼働率  
【H25: 71.38% ⇒ H31: 75%】

古田紹欽記念館 来館者数  
【H25: 6,206 人 ⇒ H31: 6,300 人】

## 2. 文化財と伝統芸能の継承

### 《 現状と課題 》

本市には国・県・市指定文化財計85件をはじめ、古くからの伝統や文化遺産が数多く所在しています。しかし、経済的な発展と社会的基盤の整備が急速に進められ、人々の暮らしが豊かになった結果、先人が築き、親から子、そして孫へと連綿と守り、語り継がれてきた文化財や伝統芸能の大切さを見失いがちになっており、このままでは後世に継承していくことが難しくなっています。

本市では、文化財の調査や保存のための支援、体制の整備に加え、ホームページや広報紙等を活用した広報や情報提供を行い、継承・活用を促進する環境づくりに取り組んでいます。また、市重要無形民俗文化財伝承活用事業実行委員会において、シンポジウム・舞台公演会を行い、歴史上・芸術上価値の高い文化財を広く周知するとともに、公演を機とした各団体の活性化にも努めてきました。今後も生涯学習など様々な機会を活用しながら、市民への一層の周知を図る必要があります。

地域の伝統芸能等については、担い手の不足や伝承者の高齢化などの問題を抱えており、後継者の育成に向けた環境の整備が課題となっています。

本市では、市民団体との連携により歴史・文化の調査研究を行っていますが、このような連携を一層強化し、市民を巻き込んだ文化財の保護・活用のためのネットワークづくりに努めていくことが必要です。



市重要無形民俗文化財舞台公演会写真



白山神社拝殿修復工事写真

### 《 施策の方針 》

文化財の調査・研究の推進や市民への文化財情報の積極的な提供に努めるとともに、文化財の保存と活用に取り組む文化財保護団体等への支援と連携の強化に努めます。また、地域の伝統芸能や伝統行事の継承と振興を図るため、保存団体が行う後継者育成や公開の充実に向けた取組を支援するとともに、郷土の美しい自然や豊かな歴史的風土の中で培われた貴重な文化財を次代に確実に引き継ぐための、文化財を活用した教育普及活動に努めます。

### 《 施策の体系 》

#### 〈施 策〉

##### 施策2 文化財と伝統芸能の継承

#### 〈施策の展開〉

##### (1) 文化遺産の保護

##### (2) 文化遺産の継承と活用

〈施策の展開〉

2. 文化財と伝統芸能の継承

項目	施策の内容	主担当
(1) 文化遺産の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遺跡の発掘や文化財の調査体制の充実を図り、文化遺産についての調査データ（図面、歴史資料、聞き取り調査記録、写真、映像記録等）を整備し、学術的評価を明確にするとともに、その保護に努めます。</li> <li>● 国・県・市指定有形文化財の修理・修繕の必要が生じた際には補助金を交付し、文化財の保存と活用を図ります。</li> </ul>	文化財
(2) 文化遺産の継承と活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 無形民俗文化財等の保存活動を支援し、小中学校の学習活動に取り入れるなど、生涯学習の機会を活用し、伝統行事や郷土芸能の継承に努めます。</li> <li>● 文化遺産の調査成果の公表や活用により、市民の理解や関心を高めます。</li> <li>● 市民による保護・活用のためのネットワークづくりを促進し、文化遺産をまちづくりに活かし継承に努めます。</li> </ul>	文化財

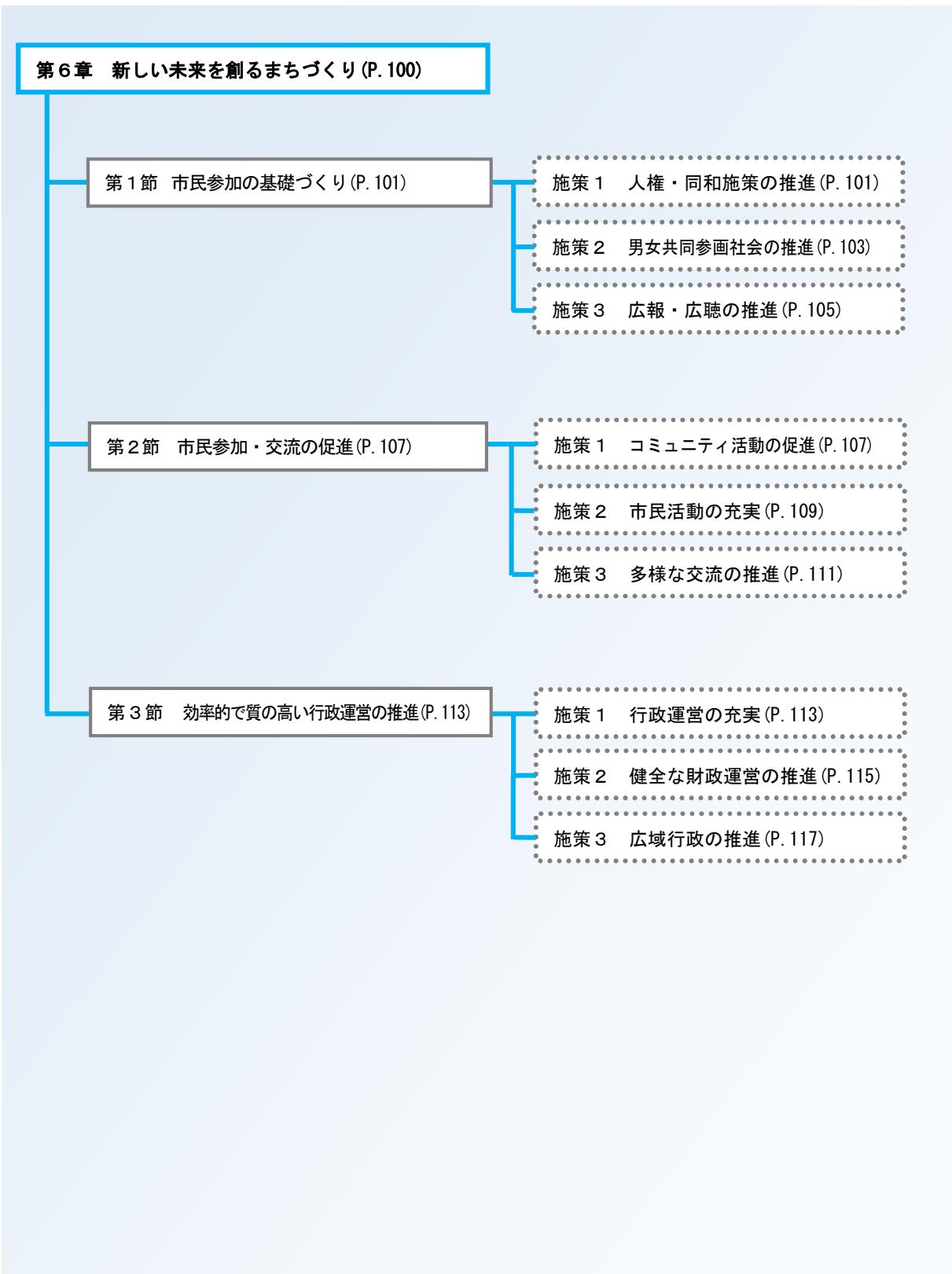
《 数値目標 》

市重要無形民俗文化財舞台公演会来場者数  
【H25: 300 人 ⇒ H31: 315 人】

歴史関係出前講座実施回数  
【H25: 5 回 ⇒ H31: 10 回】

# 第6章 新しい未来を創るまちづくり

## 《 第6章 施策の体系 》



## 第1節 市民参加の基礎づくり

### 1. 人権・同和施策の推進

#### 《現状と課題》

国際化の進展に伴い、人種、民族、宗教をめぐる差別など人権問題は地球規模での対応が進められており、国の「人権教育のための国連10年国内行動計画」「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」などを踏まえた各種の対応が必要となっています。

本市では「市人権施策の推進指針」を策定し、「市人権教育・啓発推進協議会」を中心に、社会教育の「社会人権教育推進協議会」、学校教育の「学校人権教育推進委員会」がそれぞれ事業を展開し、相互の連携により人権・同和教育を進めています。

近年、児童虐待や高齢者虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）などのほか、障がいや疾病などにかかる様々な差別や偏見が問題となっていることから、更に関係機関との連携を図り、実態把握や啓発活動を進める必要があります。

また、多様化する人権問題への正しい理解と認識を深め、人権感覚を磨くことは、学校教育において非常に大切な課題のひとつです。

本市の各学校では、人権教育の全体計画を策定するとともに、全ての教育活動を通じ、人権教育を意識した活動の推進や、同和問題、人権問題に関する研修会の開催など、児童生徒の教育に努めています。今後は、教育活動を通じて人権尊重の精神がみなぎる学校、地域をめざし『心にひびく教育』を一層推進する必要があります。

#### 《施策の方針》

人権・同和についての総合的な教育・啓発を推進し、家庭や学校、地域、職場での人権尊重の理念の普及・定着に努めるとともに、差別事象の発見と被害の防止に努めます。また、児童虐待や高齢者虐待、DV等については、関係機関との連携を図りながら、早期発見と防止、被害者の保護に努めます。

学校においては、その他関係機関と連携を図りながら、学校教育や社会教育での人権・同和教育を推進します。

#### 《施策の体系》

##### 〈施 策〉

施策1 人権・同和施策の推進

##### 〈施策の展開〉

(1) 人権尊重に向けた啓発の推進

(2) 権利擁護の強化

(3) DVや虐待の防止及び被害者の保護

〈施策の展開〉			
1. 人権・同和施策の推進			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	人権尊重に向けた啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権についての講演会や、花咲きホールのイベント開催時に合わせた人権啓発活動の開催など、地域に密着した人権啓発活動を行い、家庭や学校、地域、職場での人権尊重の理念の普及・定着に努めます。</li> <li>● 「障害者の権利に関する条約」に基づき、関係機関との連携を図り、障がい者への合理的配慮の提供に努めます。</li> <li>● 教育関係者を対象に人権同和問題に関する研修会を実施します。</li> <li>● 市内各小中学校（12校）において、人権教育全体計画を策定して取組を進めるとともに、学校・家庭・地域等連携した啓発活動等に努めます。</li> </ul>	社会人権 人権 学校教育
(2)	権利擁護の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権擁護委員などとの連携により、学校教育や社会教育、隣保館活動などを通じて、同和問題の解消・人権問題に関する啓発活動を進めるほか、相談事業や関係機関との情報交換を通じて、差別事情の把握と解消を図ります。</li> </ul>	社会人権 人権
(3)	DVや虐待の防止及び被害者の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>● DV（ドメスティック・バイオレンス）や児童虐待などについては、児童虐待防止法、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法の各法律に基づき、関係機関との連携を図り、早期発見と防止、被害者の保護に努めます。</li> </ul>	学校教育 社会福祉

## 《 数値目標 》

市人権教育講演会  
【H25: 170人 ⇒ H31: 250人】

## 2. 男女共同参画社会の推進

### 《現状と課題》

少子高齢化、家族や地域社会の変化、ライフスタイルの多様化、国際化や情報化など、社会環境が著しく変化している中で、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築いていくことが求められています。

国においては平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」が、県においても平成26年に「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」が策定され、男女共同参画の各種取組が進められています。

本市では、「第2次市男女共同参画プラン」を平成24年に策定し、関連施策の推進に努めきました。しかし、男女共同参画意識については高まりがみられるものの、実生活においては、根強い男女の固定的な役割分担意識があり、家事、育児、介護の負担、雇用、男性中心の各種組織のあり方など多くの課題があります。

そこで、平成26年には、「市男女共同参画推進条例」を制定し、男女がそれぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現をめざしています。なお、近年ではワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の必要性がうたわれており、多様なライフスタイルや働き方に応じた各種支援活動の検討が必要となっています。

### 《施策の方針》

男女共同参画社会の実現に向けた意識づくりに努めるとともに、地域づくり・まちづくりにおいても、男女共同参画を推進し、男女一人ひとりが個性と能力を発揮できる、活力あるまちづくりを推進します。また、ワーク・ライフ・バランスを支援する施策の充実を図ります。

### 《施策の体系》

#### 〈施 策〉

施策2 男女共同参画社会の推進

#### 〈施策の展開〉

（1）男女共同参画意識の啓発

（2）男女共同参画の条件整備

〈施策の展開〉

2. 男女共同参画社会の推進

項目	施策の内容	主担当
(1) 男女共同参画意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"><li>● 男女共同参画の意識啓発について、学校教育や社会教育など様々な機会を通じて情報を発信し、男女共同教育を推進します。</li></ul>	総合企画
(2) 男女共同参画の条件整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「第2次市男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて、総合的、計画的に取り組みます。</li><li>● 審議会や委員会などへの女性の参画を推進すると同時に、女性の参加しやすい条件整備を図ります。</li><li>● 関係機関との連携を図りながら、女性の社会参加や自立を支援するため、ワーク・ライフ・バランスなどの情報提供の充実を図ります。</li></ul>	総合企画

《 数値目標 》

女性委員等の登用率

【H26: 32.5% ⇒ H31: 35.0%】

放課後児童クラブ利用者数

【H25: 165人 ⇒ H31: 133人】

延長保育の利用者数

【H25: 156人 ⇒ H31: 200人】

女性消防団員数

【H25: 4人 ⇒ H31: 10人】

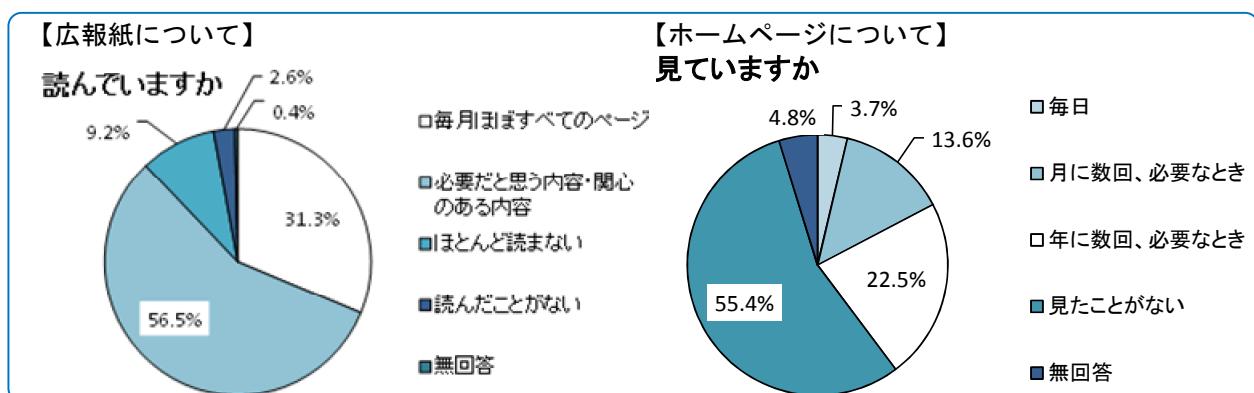
### 3. 広報・広聴の推進

#### 《 現状と課題 》

地方分権社会においては、まちづくりの主役である市民が「自ら考え自ら行動する」ことが重要であることから、政策形成過程における積極的な情報公開や意見の収集機会を拡大し、市民・地域と行政との協働によるまちづくりを進めていく必要があります。

広聴活動では、パブリックコメントの実施や計画策定段階における市民参加、各自治会の意見・要望などの把握に努めているほか、市民座談会や出前講座などを活用し、市民のニーズの把握に努めています。今後も、まちづくりの課題やテーマに応じて、市民が意見交換できる機会の拡充とともに、情報公開条例や個人情報保護条例に基づき、プライバシー保護に配慮した行政の透明性の確保に努めています。

また、近年、パソコンやスマートフォンの普及により、動画やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、アプリなどを活用した新しい広報活動が注目されるようになっています。平成25年度に実施したアンケートの結果では、広報紙は約9割の市民が読んでいますが、ホームページは約6割の市民が見たことがない状況となっており、市民のニーズを踏まえた掲載内容の充実が課題となっています。



#### 《 施策の方針 》

市民が必要とする市政に関する情報を、様々な媒体を通じてわかりやすく提供するほか、内容の充実を図ることで市政への関心を高めます。その際には、個人情報の保護に配慮しながら、積極的な情報公開や意見収集に努めます。

#### 《 施策の体系 》

##### 〈施策の展開〉

##### 〈施 策〉

施策3 広報・広聴の推進

(1) 広報活動の充実

(2) 公聴活動の充実

(3) 情報公開の充実

〈施策の展開〉

3. 広報・広聴の推進

項目	施策の内容	主担当
(1) 広報活動の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 広報紙、広報番組、ホームページ、SNS 等多様なメディアを使い分け、市民が必要とする市政に関する情報をわかりやすく提供します。</li></ul>	広報
(2) 広聴活動の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各種委員会や審議会、説明会、パブリックコメント等の機会を活用し、政策などについての広聴活動を推進し、市民の要望や提言の把握に努めます。</li><li>● ホームページを閲覧した市民が、ホームページ上で意見や質問を送信できるように努めます。</li></ul>	広報
(3) 情報公開の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 情報公開制度や個人情報保護制度に対応した情報管理に努めます。</li></ul>	情報化

《 数値目標 》

広報紙閲覧率  
【H25: 87.8% ⇒ H31: 90%】

市民座談会  
【H25: 202 人 ⇒ H31: 400 人】

ホームページ閲覧率  
【H25: 39.8% ⇒ H31: 50%】

## 第2節 市民参加・交流の促進

### 1. コミュニティ活動の促進

#### 《 現状と課題 》

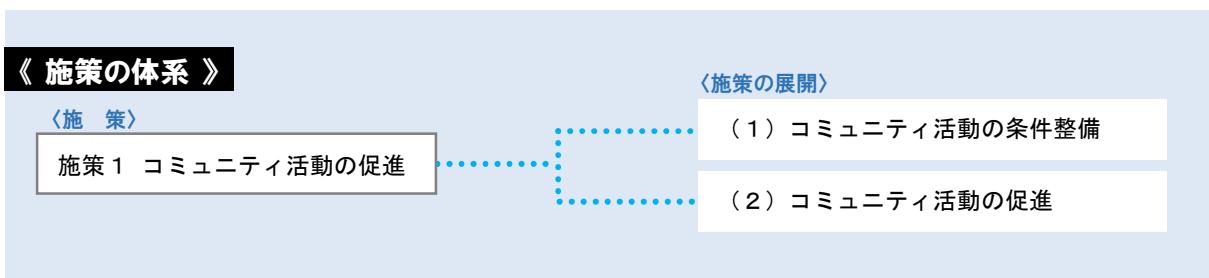
コミュニティ活動は市民の暮らしを支える重要な役割を担っており、核家族化や少子・高齢化が進む中で、地域福祉や生活安全などの様々な分野で効果が期待されています。特に今後、増加が予想されるシニア層を中心に、より多くの市民がコミュニティ活動に参加し、市民主体のまちづくりがより一層進むよう、各種団体への情報提供や支援の充実、市民活動拠点施設の整備などが必要となります。

本市では、現在、コミュニティ活動は自治会組織を中心に行われており、その連合組織である自治会連合会は各コミュニティと行政とのパイプ役として重要な役割を果たしています。自治会連合会と行政は様々な機会を活用して相互交流を図っており、今後も引き続き相互交流活動を促進します。

一方で、自治会への加入や活動に参加する人は減少傾向にあります。自治会において加入促進や活動への参加の呼び掛けを行っていますが、増加は難しい状況にあるため、地域の自主性に配慮しながら、地域コミュニティと行政との役割分担などを検討し、安心していきいきと暮らせる地域づくりに向けて、コミュニティ活動を促進することが必要です。

#### 《 施策の方針 》

公民館など、コミュニティ活動の拠点についての計画的な整備を進めます。また、自治会活動を促進するとともに、市民ニーズに対応したテーマ別活動を推進するなど、地域に密着した様々なコミュニティ活動を支援し、地域力の向上に努めます。



〈施策の展開〉			
1. コミュニティ活動の促進			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	コミュニティ活動の条件整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コミュニティ施設の改修・整備を支援すると同時に、バリアフリー化などの促進に努めます。</li> <li>● 宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ります。</li> </ul>	防災・防犯  地域活性化
(2)	コミュニティ活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自治会事業への支援を通じて、自治会の自主的な活動を促進し、地域住民による主体的なまちづくりの機運の醸成を図ります。</li> <li>● 福祉や学習・スポーツ、環境美化または市外との交流など、様々な分野やテーマにおけるコミュニティ活動を支援します。</li> </ul>	地域活性化

### 《 数値目標 》

自治総合センター コミュニティ助成事業申請件数  
【H25: 2件 → H31: 15件（累計）】

## 2. 市民活動の充実

### 《 現状と課題 》

地方自治体の財政状況は厳しさが増す一方、地方分権が更に進展し、市民ニーズも多様化するなか、市民のまちづくりへの参加に対する必要性が高まっており、市民と行政がともに役割を担い合う、協働型のまちづくりが期待されています。

本市においても、各種審議会や委員会等での市民公募等に取り組んでいますが、更に、市民が地域に愛着と誇りを持って、自発的に参加することができる機会の提供や、市民主体のまちづくり活動の支援を充実する必要があります。

また、各種団体や自治会、大学、企業等、様々な主体と協働・連携する活動においても、市民の参画を促進し、知的・人的・物的資源の地域への還元を図る必要があります。

### 《 施策の方針 》

市民のまちづくりへの参画意識の醸成に努めるとともに、協働型のまちづくりを推進するための施策を研究し、参加機会の拡充に努めます。

### 《 施策の体系 》

#### 〈施 策〉

施策 2 市民活動の充実

#### 〈施策の展開〉

(1) 協働型まちづくり体制の確立

〈施策の展開〉

2. 市民活動の充実

項目	施策の内容	主担当
(1) 協働型まちづくり体制の確立	<ul style="list-style-type: none"><li>●各種審議会や委員会等での市民公募を促進し、市民の意見・提言を反映する機会を拡充します。</li><li>●アンケート調査やインターネットを活用し、市民からまちづくりの課題や提言を公募し、市民活動を支援する仕組みの構築に反映します。</li><li>●地域での特色あるまちづくり活動への支援を充実するほか、市民や民間、行政が協働でまちづくりに取り組むことができる手法の研究に努めます。</li><li>●特定非営利活動法人（NPO 法人）などが進める高齢者の生きがいづくりや、地域資源の開発などのまちづくり活動の支援に努めます。</li></ul>	広報  地域活性化

《 数値目標 》

市民公募件数  
【H25: 13 人 ⇒ H31: 20 人】

### 3. 多様な交流の推進

#### 《 現状と課題 》

国際化がますます進み、人・物・情報の行き来が地球的規模で拡大するなか、諸外国との交流や相互理解の促進が重要となっています。地域における交流では、異文化・諸外国との相互理解を一層促進とともに、地域の特性を明確にし、魅力ある地域づくりにつなげていくことも必要です。

本市では、語学や異文化を学ぶ機会を提供し、国際感覚を備えた人材を育成するため、小中学校において外国語指導助手（ALT）による語学教育を推進していますが、国際交流に対する意識の一層の向上に努める必要があります。

また、国外から日本への旅行者が増加傾向にあり、国をあげて外国人観光客の受入体制の整備が進められています。現在、市のホームページやパンフレットは外国語表記がなく、外国人への対応が課題となっています。

#### 《 施策の方針 》

市民の国際理解についての学習機会を拡充するとともに、地域の交流資源などを活用した多様な交流機会の創出に努め、国内外との市民主体の国際交流を推進します。多様な民族が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる多文化共生社会の実現をめざしていきます。

また、市内外を問わず、イベントや物産展などで市のPRを行い交流人口の増加をめざします。

#### 《 施策の体系 》

##### 〈施策の展開〉

##### 〈施 策〉

施策3 多様な交流の推進

(1) 国際理解の推進

(2) 国内外との交流の推進

(3) 受入体制の整備と多文化共生社会の実現

〈施策の展開〉

3. 多様な交流の推進

項目	施策の内容	主担当
(1) 国際理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内在住の外国人やその他関係団体などの協力を得ながら、学校教育や生涯学習において異文化についての学習機会を拡充します。</li> <li>●市内小中学校に外国語指導助手（ALT）及び学習支援員（英語指導助手）を配置します。</li> </ul>	国際教育 学校教育
(2) 国内外との交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>●姉妹都市フローレンス市への青少年海外派遣事業を継続するとともに、国際交流員を受入れ、交流を図ります。</li> <li>●市外で行われているイベントや物産展等にてPRを兼ねた特産品の販売等を行って交流に努めます。</li> </ul>	国際交流 観光
(3) 受入体制の整備と多文化共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市ホストファミリーの会を中心に、外国からの派遣団の受入を進めます。</li> <li>●市を紹介する観光パンフレットや主要な観光・交流施設などの案内表示を外国語表記するよう努めます。</li> </ul>	国際交流 観光

《 数値目標 》

ホストファミリー会員数  
【H25: 15人 ⇒ H31: 20人】

外国語表記案内施設数  
【H25: 0施設 ⇒ H31: 2施設】

## 第3節 効率的で質の高い行政運営の推進

### 1. 行政運営の充実

#### 《 現状と課題 》

少子高齢化への対応や地方分権の進展、市民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズは複雑化し、行政の対応する領域も拡大してきています。そのため、本市では組織・機構の見直しや職員研修の充実、事務事業の見直し等を進めてきましたが、今後もニーズに即応したサービスの提供が必要となります。特に、市民の利便性に配慮し、利用者のニーズを踏まえた機能分担を図り、迅速で的確な対応に努めます。更に、スマートフォンや世界的なソーシャルメディアの普及を背景に、素早く効率的に行政サービスを提供するための「情報インフラ」として、SNSを活用したサービスの充実も必要です。

本市では、平成24年から事業仕分けを実施し、効率的な行政運営を推進するとともに、事業に対する行政の説明の徹底、行政への市民参画促進及び職員の更なる意識改革に取り組んでいます。また、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的に、多様な分野で包括的に連携・協力するため、「岐阜女子大学」との包括協定を結びました。

今後は、窓口業務の円滑な運営や、各種専門研修などを通じた職員の能力の向上により、市民の利便性の向上のための、効率的で満足度の高い窓口サービスをめざすことが必要です。

一方で、財政状況は依然厳しい状況にあることから、行政評価などの活用によるマネジメント機能の強化を図るとともに、職員研修による政策形成能力の向上や職員配置の適正化などに努め、成果を重視した効率的な行政運営を推進することが求められています。

#### 《 施策の方針 》

市民ニーズの多様化などを背景に、行政ニーズが複雑化していることから、市民の利便性の向上をめざし、職員研修による政策形成能力の向上に努めるとともに、職員配置の適正化等により窓口サービスの維持向上に努めます。また、大学等との連携や事業者との協働についても検討していきます。

#### 《 施策の体系 》

##### 〈施 策〉

施策 1 行政運営の充実

##### 〈施策の展開〉

(1) 市民サービスの向上

(2) 行政組織の機能強化

(3) 職員の資質向上と人事管理の充実

〈施策の展開〉			
1. 行政運営の充実			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	市民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市民ニーズを踏まえ、行政機能を適宜見直すとともに、機能に応じた人員配置に努めます。また、手続きの簡素化や職員の総合的な相談対応力を強化し、窓口サービスの向上を進め、市民に親しみやすい市役所づくりに努めます。</li> <li>●市民ニーズを踏まえ、窓口サービスの維持向上のため、毎月 25 日（休祝日の場合は翌開庁日）に窓口業務を午後 9 時まで延長します。</li> <li>●年度末最終日曜日及び年度始め第一日曜日を休日窓口として午前 9 時から午後 5 時まで、また、毎月第 2 日曜日午前 9 時から正午まで開設し、利用者の利便性向上を図ります。</li> <li>●マイナンバー制度の利用業務拡大に努めます。</li> </ul>	行政一般 戸籍
(2)	行政組織の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地方分権の進展による行政事務の増大などの動向を見据え、必要に応じて組織・機構等を見直します。</li> <li>●事務事業などの成果の明確化及び効率性や透明性の確保のため、行政評価などを進めていきます。</li> <li>●複雑で多様な行政課題への、横断的で柔軟な対応を図り、行政各部門間の連携・調整機能を強化し、情報の共有化を図ります。</li> <li>●手続きの簡素化や職員の総合的な相談対応力を強化します。</li> </ul>	行政一般
(3)	職員の資質向上と人事管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治大学校をはじめ、職員の研修機会を拡充し、政策形成能力や専門的な能力の向上に努めるとともに、他自治体等との人事交流により、職場内での活性化に努めます。</li> <li>●「定員適正化計画」に基づく効率的な人事管理を進めるとともに、人事評価制度の充実を図ります。</li> <li>●職員の健康管理を充実し、疾病などによる職務の停滞の防止及び業務効率の向上に努めます。</li> <li>●初級、中級研修専門分野の研修への参加により、知識の習得を図り、また、接遇研修等への参加により、おもてなしの心で接客することに努めます。</li> </ul>	人事

### 《 数値目標 》

夜間窓口利用者数  
【H25: 1,202 件 ⇒ H31: 1,000 件】

休日窓口利用者数（年度末・年度始めを含む）  
【H25: 89 件 ⇒ H31: 700 件】

広域相互発行市町数  
【H25: 22 市町 ⇒ H31: 25 市町村】

## 2. 健全な財政運営の推進

### 《 現状と課題 》

高齢化や人口減少、景気低迷や国・県の財政状況の悪化などにより、市税や補助金等が減少しており、本市の財政状況はきわめて厳しい状況にあります。そのため、効果的な制度や事業の活用を図るとともに、民間活力の活用や市民と行政との協働を推進し、更なる経費削減に努め、財政の安定性や健全性を維持・確保しなければなりません。

また、公共施設等の更新時期を迎えるなか、全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

本市では、町村合併後「新市まちづくり計画」に基づき、合併特例債をはじめとする有利な地方債を活用して公共施設の整備を積極的に進めてきたため、平成22年度決算以降、実質公債費比率が18%を超える「起債許可団体」となっており、中長期的視点による適正かつ計画的な財政運営が必要となっています。

税の収納率向上対策としては、平成21年度からエルタックス（地方税の電子化）及び毎月開設している夜間・休日相談窓口の設置、並びに平成23年度からコンビニエンスストアによる市税（普通徴収に限る市県民税、固定資産税、軽自動車税）の収納を実施しています。今後も納付機会の拡大について検討し、口座振替の推進などにより市民の利便性の向上を図り、市税の収納率の増加に努め、自主財源の確保に取り組む必要があります。

### 《 施策の方針 》

費用対効果を踏まえた事業採択や投資の厳選化、コスト管理の徹底を図るとともに、行政改革と歳出・歳入一体改革を継続し、最小の経費で最大の効果が得られるよう健全な財政運営を行うとともに、早い段階で実質公債費比率を18%以下にするようにします。また、市税納付機会の拡大を検討し、自主財源の確保に努めます。

### 《 施策の体系 》

#### 〈施 策〉

施策2 健全な財政運営の推進

#### 〈施策の展開〉

- (1) 計画的で効率的な財政運用
- (2) 経費節減と受益者負担の適正化
- (3) 自主財源の確保

〈施策の展開〉			
2. 健全な財政運営の推進			
	項目	施策の内容	主担当
(1)	計画的で効率的な財政運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合計画や各種計画と連動した予算編成を徹底し、事業の実現性を客観的・総合的に判断した予算編成を行います。</li> <li>● 行政活動の成果を明確な基準で評価する行政評価の導入を検討します。</li> <li>● 効率的で透明性の高い行政運営を推進するほか、成果なども考慮した枠配分方式による予算編成を検討します。</li> <li>● 新公会計制度による財務諸表の分析を基にした中期財政計画に基づき、財政の透明性を高めるとともに、財政収支の明確な見通しのもと、早期に「起債許可団体」を脱するなど計画的な財政運営を行います。また、財政運用の指針を明確にし、合目的で投資効果の高い財政運用に努めます。</li> <li>● 公共施設等全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に推進します。</li> </ul>	財政 公有財産
(2)	経費節減と受益者負担の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共施設の指定管理者制度を促進し、効率的な維持管理体制を図ります。</li> <li>● 時流に即した事務事業の見直しを行う中で歳出のバランスを考慮し、使用料や受益者負担、補助金などの適正化や基準の明確化に努めます。</li> </ul>	総合企画 財政
(3)	自主財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 税の収納率向上対策として、エルタックス（地方税の電子化）や夜間・休日相談窓口の設置、及びコンビニエンスストアによる市税の収納を実施し、市税の収納率の確保に努めます。</li> </ul>	市税

### 《 数値目標 》

実質公債費比率  
【H25: 18.4% ⇒ H31: 18%以下】

市税※の収納率（現年度+過年度）  
【H25: 93.78% ⇒ H31: 93.80%】

※市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税

### 3. 広域行政の推進

#### 《 現状と課題 》

社会経済の変化や道路・交通網の整備、情報化の進展に伴い、市民の生活行動や経済活動は一層広域化、複雑化しています。

効率的な行政運営の観点からも、本市だけでは解決できない課題や、広域的な取組によって市民サービスの向上が図られる事務事業については、積極的に近隣市町との連携を進める必要があります。また、新たな自治体の枠組みの一つとして検討されている「道州制」についても、近隣市町との連携が必要です。

本市では、「岐阜地域広域圏協議会」に参加し、近隣8市町と相互連携していますが、更に連携を強化し、事業の効率化や共通する行政課題への対応を図る必要があります。

また、大規模地震をはじめとする広域災害などに適切に対応するため、消防における広域連携体制の強化が必要となっており、平成26年には日進市と「災害時における相互応援に関する協定書」を締結しています。

#### 《 施策の方針 》

様々な広域的ニーズや共通する行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、協議会構成市町相互の連携強化を図ります。

#### 《 施策の体系 》

##### 〈施 策〉

施策3 広域行政の推進

##### 〈施策の展開〉

(1) 広域連携事業の推進

#### 〈施策の展開〉

#### 3. 広域行政の推進

項目	施策の内容	主担当
(1) 広域連携事業の推進	● 行政ニーズや地域課題などに対応して、「岐阜地域広域圏協議会」の構成市町などとの共同事業や連携事業を推進します。また、テーマに応じて、新たな地域との連携事業の可能性を検討します。	総合企画

#### 《 数値目標 》

地方中枢拠点都市連携協約の締結に向けたプロジェクト会議

【H26: 0回 → H31: 4回】

# 資料編

---

## 第2次山県市総合計画策定過程

時期	業務	内容	
平成24年10月26日～平成24年12月7日	市民意識調査の実施	対象者	市内に居住する18歳以上の一般市民2,100名
		有効回収数	528人
		回収率	25.10%
平成25年6月17日～平成25年7月1日	団体ヒアリング	対象者	市内の各種団体等
			18団体
平成25年10月2日	第1回委員会	第2次山県市総合計画の策定について	
平成25年10月7日	第1回審議会	委員の委嘱	
		市民意識調査の結果報告について	
		今後のスケジュールについて	
		策定方針案について	
平成25年10月9日	ワークショップ	山県市の強み・魅力 弱点・欠点について	
平成26年1月8日	第2回委員会	計画期間について	
		今後の人囗見通しについて	
		基本構想素案について	
平成26年1月17日	第2回審議会	計画期間について	
		今後の人囗見通しについて	
		基本構想素案について	
平成26年3月26日	第3回審議会	計画期間について	
		今後の人囗見通しについて	
		基本構想素案について	
平成26年6月6日	第4回審議会	人口フレームについて	
		基本構想素案について	
平成26年11月19日	第3回委員会	基本構想素案について	
		第1次計画の評価について	
平成26年11月21日	第5回審議会	基本構想素案について	
		将来像について	
平成27年1月7日	第4回委員会	基本構想素案について	
		パブリックコメントの実施について	
平成27年1月13日	第6回審議会	基本構想素案について	
		基本計画について	

平成 27 年 1 月 14 日～ 平成 27 年 2 月 10 日	パブリックコメント の実施	
平成 27 年 2 月 12 日	第 7 回審議会	パブリックコメントの結果について
		基本計画について
		中間答申について
平成 27 年 2 月 13 日	平成 27 年第 1 回議会 定例会	基本構想議案上程
平成 27 年 3 月 3 日	第 8 回審議会	基本計画について
平成 27 年 3 月 4 日	第 4 回委員会	基本計画について
平成 27 年 3 月 16 日	答申	
平成 27 年 3 月 20 日	平成 27 年第 1 回議会 定例会	基本構想議決

## 山県市総合計画審議会委員名簿

1号委員	自治会連合会会长	大野 朝義
1号委員	商工会会長	古田 登 (H27.2.11まで)
1号委員	商工会会長	宇野 瞳 (H27.2.12から)
1号委員	社会福祉協議会会长	丹羽 英之 (会長)
1号委員	教育委員会委員	平田久美子
2号委員	議会代表 (議長)	横山 哲夫 (H26.6.5まで)
2号委員	議会代表 (議長)	杉山 正樹 (H26.6.6から)
2号委員	議会代表 (総務産業建設委員長)	上野 欣也 (H26.6.5まで)
2号委員	議会代表 (総務産業建設委員長)	吉田 茂広 (H26.6.6から)
3号委員	市民代表	大沢登美子
3号委員	市民代表	佐野恵津子
3号委員	市民代表	藤田 昌子 (副会長)
3号委員	市民代表	江崎由里香

## 第2次山県市総合計画策定委員会

平成27年3月現在

委員長	副市長	宇野 邦朗
委 員	教育長	森田 正男
	議会事務局長	竹村 勇司
	総務課長	関谷 英治
	企画財政課長	久保田裕司
	税務課長	奥田 英彦
	市民環境課長	林 早笑
	福祉課長	江口 弘幸
	健康介護課長	中村 孝
	産業課長	谷村 勝美
	建設課長	長野 裕
	水道課長	大西 敏彦
	会計課長	遠山 治彦
	伊自良支所長	高橋 幸弘
	美山支所長	大西 英樹
	消防長	横山 智
	学校教育課長	渡辺 千俊
	生涯学習課長	佐村 光

## 第2次山県市総合計画策定プロジェクトチーム

平成27年3月現在

チームリーダー	企画財政課	主幹	石神 彰
チーム員	議会事務局	主幹	林 強臣
	総務課	主幹	山田 純敬
	企業・起業支援室	主幹	大山 功
	税務課	主幹	棚橋 輝英
	市民環境課	主幹	堀 達也
	福祉課	主幹	宇野 照泰
	健康介護課	主幹	藤田 弘子
	産業課	主幹	山田 和哉
	建設課	主幹	長野 健一
	水道課	主幹	大西 一也
	会計課	主幹	村橋 一成
	消防課	係長	服部 健吾
	学校教育課	主幹	江尾 浩行
	生涯教育課	主幹	山本 敏広
	企画財政課	主任	梅田 寛之

## 第2次山県市総合計画諮問・答申

〈諮問〉

山企第299号  
平成25年10月7日

山県市総合計画審議会  
会長 丹羽 英之 様

山県市長 林 宏優

### 第2次山県市総合計画の策定について（諮問）

山県市総合計画審議会条例第2条の規定により、第2次山県市総合計画について意見を求めるます。

#### 理由

山県市は、平成15年に合併し、平成17年度から10年間にわたる「第1次山県市総合計画」を策定し、目指す将来像とその実現に向けた各種施策・事業を実施してまいりました。この計画期間が、平成26年度をもって終了いたします。

この間、東日本大震災や政権交代、引き続く人口減少と著しい少子高齢化に直面し、時代に即応した行政運営が求められています。

また、新たな防災・エネルギー対策、地方分権の推進による地方自治体の自主性・自立性の確立など、さまざまな課題に的確に対応する必要があります。

今後、行財政改革をより一層推進するとともに、本市の魅力ある地域資源と建設中の東海環状自動車道を最大限に活用し、市民との協働を進めながら、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組んでいくため、平成27年度からの「第2次山県市総合計画」の策定について諮問し、意見を求めるものです。

〈中間答申〉

平成27年 2月12日

山県市長 林 宏 優 様

山県市総合計画審議会  
会長 丹羽 英之

### 第2次山県市総合計画の策定について（中間答申）

平成25年10月7日付け山總第299号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申（中間）します。

#### 記

##### 1 審議経過

本審議会は、諮問を受けて、第2次山県市総合計画の策定について、市当局から詳細な説明を求めるとともに、その内容についても検証しつつ、慎重に審議を行いました。

##### 2 審議結果

第2次山県市総合計画の基本構想については、基本理念を「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」とし、目指す将来の姿を「水と緑を大切に 活力ある山県市」と定め、市と市民の協働より、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めることとし、計画期間を平成27年度から平成35年までの9年間として、基本構想を別紙のとおり、策定することに委員の合意を得ました。

##### 3 判断理由

第1次総合計画（計画期間、平成17～26年度）が、終了します。

この間、東日本大震災や政権交代があり、さらに、人口減少が進み著しい少子高齢化等、さまざまな課題に的確に対応することが求められています。

これらを踏まえ、本市の現況を見極めながら、基本構想について、慎重に審議を行い、市民の目線で総合的に判断をしました。

##### 4 附帯事項

今回答申は、基本構想のみとし中間答申とします。

〈答申〉

平成27年3月16日

山県市長 林 宏 優 様

山県市総合計画審議会  
会長 丹羽 英之

### 第2次山県市総合計画の策定について（答申）

平成25年10月7日付け山企第299号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 審議経過

本審議会は、諮問を受けて、第2次山県市総合計画（基本計画）の策定について、市当局から第1次計画の執行状況等を確認しながら、詳細な説明を求めるとともに、その内容についても検証しつつ、慎重に審議を行いました。

##### 2 審議結果

第2次山県市総合計画の、基本理念を「豊かな自然と活力ある都市が調和した安心で快適な住みよいまちづくり」とし、目指す将来の姿を「水と緑を大切に 活力ある山県市」と定めました。その基本構想を受け、施策の方針、施策の体系、数値目標などを、市と市民の協働より、将来にわたり持続可能なまちづくりを的確に推進することとし、計画期間を平成27年度から平成35年までの9年間として、基本計画を別添のとおり、策定することに委員の合意を得ました。

##### 3 判断理由

第1次総合計画（計画期間、平成17～26年度）が、終了します。

この間、東日本大震災や政権交代があり、さらに、人口減少が進み著しい少子高齢化等、さまざまな課題に的確に対応することが求められています。

これらを踏まえ、本市の現況を見極めながら、基本構想を受け基本計画について、慎重に審議を行い、市民の目線で総合的に判断をしました。

##### 4 附帯（要望）事項

①少子高齢化・人口減少への対応

若い世代の就労・結婚・子育て環境等の支援策の充実及びや定住促進策を推進すること。

②保健と医療・福祉の充実

高齢者等の医療費の増大に対応するための、健康寿命の延伸策を推進すること。

③地域経済の活性化

東海環状自動車道西回りルートの全線開通並びに（仮）高富ＩＣの設置等を契機に、新たな交通結節拠点を早期に整備し、地域経済の活性化支援策を推進すること。

④環境保全・自然共生社会の推進

よりよい自然環境と景観を保全し、次代に継承できるよう、森林、農地等の自然共生社会の実現を推進すること。

⑤防災対策の充実

災害時における防災・減災対策などの危機管理体制の充実、関連団体の連携、地域防災力の向上策を推進すること。

⑥実施計画・財政計画の早期策定

「豊かな自然と活力ある都市が調和した 安心で快適な住みよいまちづくり」を実現するために、それぞれの施策の実施年度、事業量、年度毎の数値目標などを、明らかにする「実施計画」並びにこれらを補完する「財政計画」を早急に策定すること。

⑦計画の推進

市民・事業者・行政が連携・協働しながら、計画を効果的・効率的に推進し、行財政運営を的確に行うこと。

⑧評価、進行管理

計画の評価検証を定期的に行い、施策の進行管理を的確に行うこと。

⑨市民に広く説明・理解

第2次総合計画を分かりやすく市民に説明し、市民理解を得ること。

# 山県市総合計画審議会条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 22 号

改正 平成 18 年 3 月 22 日条例第 2 号

平成 19 年 3 月 20 日条例第 3 号

平成 23 年 12 月 19 日条例第 24 号

平成 25 年 6 月 28 日条例第 24 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問機関として、山県市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、山県市総合計画の策定に関する事項を審議し、その意見を答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 市議会議員

(3) その他市長が必要と認める者

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月22日条例第2号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月20日条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月19日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年6月28日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 第2次山県市総合計画策定組織設置要綱

### (設置)

第1条 第2次山県市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定するにあたり、第2次山県市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）及び第2次山県市総合計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

### (委員会の掌握事務)

第2条 委員会は、プロジェクトチームで作成した総合計画原案の審議に当たる。

### (委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、教育長、本庁の課長、支所長及び消防長をもって充てる。
- 4 委員長及び委員は、総合計画が策定された時には、解嘱されるものとする。

### (委員長の職務及び代行)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、企画財政課長がその職務を代理する。

### (委員会の会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

### (プロジェクトチームの掌握事務)

第6条 プロジェクトチームは、次に掲げる事務を掌握する。

- (1) 総合計画原案作成のための基礎研究作業
- (2) 総合計画原案の作成及び調整

### (プロジェクトチームの組織)

第7条 プロジェクトチームは、チームリーダー及びチーム員をもって組織する。

- 2 チームリーダー、チーム員は、委員長が指名する主幹、課長補佐又は係長をもって充てる。ただし、チームリーダーが特に必要と認めた場合は、この限りではない。
- 3 プロジェクトチームは、必要に応じて部会を置くことができる。
- 4 チームリーダー及びチーム員は、総合計画が策定された時には、解嘱されるものとする。

(チームリーダーの職務及び代行)

第8条 チームリーダーは、プロジェクトチームの会務を総理する。

2 チームリーダーに事故があるとき、又はチームリーダーが欠けたときは、あらかじめチームリーダーが指名した者がその職務を代理する。

(プロジェクトチーム会の会議)

第9条 プロジェクトチームの会議は、チームリーダーが必要があると認めたときに開催する。

2 会議の議長はチームリーダーをもって充てる。

3 チームリーダーは、必要があると認めたときは、プロジェクトチーム以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第10条 委員会及びプロジェクトチームの庶務は、企画財政課において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるものほか、委員会又はプロジェクトチームの運営について必要な事項は、委員長又はチームリーダーが別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

## 用語解説

用語	説明	該当ページ	
		基本構想	基本計画
6次産業化	農林水産業（1次産業）と製造業（2次産業）、流通・販売業（3次産業）がお互いに連携し合って、新たな産業や需要（市場）を創出すること。	8	66, 67
DMFT 指数	DMFT とは、一人当たりのむし歯（D）、むし歯で抜いた歯（M）、むし歯で修復した歯（F）の合計で、集団のう蝕経験を表す指数のこと。特に、永久歯が生えそろった直後の 12 歳（中学校 1 年生）の DMFT が、世界的にう蝕経験を評価する標準的なものさしになっている。	—	87
DV	ドメスティック・バイオレンス。親密な関係にあるパートナーからの暴力のこと。「暴力」の形は様々で、「身体的」「精神的」「性的」「経済的」「社会的」など、多面的な要素を含んでいる。	—	101 102
ICT	IT（情報技術）に、コミュニケーション（通信、意思疎通）の概念を加えたものであり、ネットワーク通信により知識や情報を共有すること。	6	36, 37, 87
NPO	「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。	—	110
PDCA	事業活動を、それぞれ Plan-Do-Check -Action (PDCA) という観点から管理するフレームワークのこと。① Plan：まず目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込む。② Do：組織構造と役割を決めて人員を配置し、組織構成員の動機づけを図りながら、具体的な行動を指揮・命令する。③ Check：途中で成果を測定・評価する。④ Action：必要に応じて修正を加える。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たな PDCA サイクルを進める。	27	—
SNS	「Social Networking Service」の略称で、インターネット上で友人を紹介しあって、個人間の交流を支援するサービスのこと。誰でも参加できるものと、友人からの紹介がないと参加できないものがある。	6, 27	105 106 113

用語	説明	該当ページ	
		基本構想	基本計画
TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）	「Trans-Pacific Partnership」の略称で、環太平洋諸国が締結を目指して交渉を行う広域的な経済連携協定のこと。	5	66
アウトソーシング	組織内部の業務を外部の専門業者などに委託すること。技術やノウハウを持たない組織でも、外注することで、専門性の高い業務や新規事業などに進出することが可能になる。自序で職員を育成する場合に比べ、短期間かつ低成本で済むため、経営資源を有効活用できるというメリットもある。	—	36
アウトリーチ事業	アウトリーチとは「外に手を伸ばす」という意味で、広義では施設内外を問わず行われる普及活動（教育普及活動、社会普及活動を含む）、狭義では施設外で行われる普及活動をさす。	—	96
アクションプラン	「Action Plan」のことで、ある政策や企画を実施するための基本方針、または行動計画のこと。	—	38
アプリ	正式にはアプリケーションと呼ばれるもので、ゲームやメール・音楽プレイヤーといったOS上で動くソフトウェアのこと。もともとは、パソコンの世界から生み出された言葉だが、iPhone（アイフォン）やスマートフォン（スマホ）の登場をきっかけに、アプリという略語の形で一気に認知度が上がった。	—	105
あんしんネット	携帯電話などの登録者に、不審者情報などを知らせるサービスのこと。	—	87
いこいの広場	閉じこもり予防事業として、市内全域の概ね60歳以上の人を対象に、市内15会場（公民館等）にて、運動、調理実習、作品づくり、多世代交流などを行う山県市の施策の一つのこと。	—	7 (写真)
男の生きがい教室	閉じこもり予防事業として、市内全域の概ね60歳以上の男性を対象に、健康づくり、趣味活動、地域貢献活動などを行う山県市の施策の一つのこと。	—	7 (写真)
温室効果ガス	地球温暖化の原因となる温室効果をもたらす気体(CO <sub>2</sub> 、フロンガス、メタンガス等)の総称のこと。	5	57, 58
買物弱者	流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている人々のこと。	—	70
かかりつけ医	身近な地域で日常的な医療を受けたり、健康の相談等ができる医師、歯科医師のこと。	—	23
核家族	「夫婦とその未婚の子女」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子女」のいずれかから成る家族のこと。	4	3, 5, 19, 83, 85, 107
学校コラボレーター事業	学校と地域（家庭）が協働（コラボレート）して学校教育の一層の充実を図るとともに、地域（家庭）の教育力再生に寄与する事業のこと。	—	84

用語	説明	該当ページ	
		基本構想	基本計画
かんたん筋トレ教室	閉じこもり予防事業として、市内全域の概ね 60 歳以上の人を対象に、市内 15 会場（公民館等）にて、筋力トレーニング、ストレッチ、ウォーキングなどを行う山県市の施策の一つのこと。	—	7 (写真)
気管挿管認定救命士	気管挿管とは、病気やケガで自力呼吸ができなくなった人に対し、肺に直接、空気を送って呼吸を助ける医療行為のこと。救急救命士がこの資格を取得するには、現在の救急救命士の資格に必要な専門知識に加えて、62 時間の特別講習を受け、さらに麻酔科医の指導の下に病院実習での 30 症例以上の気管挿管の成功が必要。	—	24
救急救命士	病院などに傷病者を搬送するまでの間に、医師の指示のもとで、救急救命処置を行うことのできる資格をもった人のこと。	—	24
グリーンツーリズム	農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。	—	75
グローバル	「地球規模の」「球状の」などを表す英語から来ており、「国境を越えて地球全体にかかるさま」を表し、「世界的規模の」ということ。	—	70
景観行政団体	景観法により定義される、景観行政をつかさどる行政機構のこと。景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。景観計画区域に指定された区域では、建築や建設など景観にかかる開発を行う場合に、設計や施工方法などを景観行政団体に届け出るなどの義務が生じる。2013 年（平成 25 年）1 月時点では、568 の地方公共団体が景観行政団体となっている。	—	46
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。	18, 25	3, 5
健康格差	地域や社会経済状況の違いによる、集団における健康状態の格差のこと。	—	19
健康山県 21	山県市が策定する健康増進計画のこと。この計画に基づき健康づくりを推進し、健康寿命の延伸や健康格差を縮小につなげ、市民が共に支え合い健康で幸せに暮らせる市を目指す。	—	19
減災	災害による被害をできるだけ小さくする取組のこと。	6, 19	25, 26
耕作放棄地	以前耕地であったもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地のこと。	8	66, 67
合理的配慮	募集・採用時における、障がいのある人とないとの均等な機会の確保の支障となっている事情を改善するための措置や、採用後における、均等な待遇の確保や障がいのある労働者の有する能力の有効な發揮の支障となっている事情を改善するための措置のこと。	—	13
コミュニティ・ビジネス	市民が主体となって、地域が抱える課題をビジネスの手法により解決し、またコミュニティの再生を通じて、その活動の利益を地域に還元するという事業の総称のことで、法人とか、資格を意味するのではなく、「地域性・社会性+事業性・自立性」を伴った地域事業のこと。	—	78

用語	説明	該当ページ	
		基本構想	基本計画
こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、子育て支援に関する助言や情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげる。	—	19
災害時要援護者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する人のこと。	10	—
産学官連携	「産」は民間企業やNPO等を、「学」は大学、高等専門学校等の教育機関を、「官」は国、地方公共団体を指し、それぞれが持っている人材・設備・研究成果等を、新たな製品・技術の開発や、技術力の強化等の課題解決に利用しようとすること。	27	—
自然エネルギー	太陽光発電や風力発電などの「再生可能エネルギー」のうち、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギーのこと。	—	58
指定管理者制度	公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する会社や団体(指定管理者)が管理を代行する制度。	—	75
社会保障費	年金、医療、介護、雇用、生活保護等の社会保障に係る経費のこと。	4	17
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念のこと。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。	5	38, 59
食育	生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。	16	21, 22, 85, 87
新型インフルエンザ	季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザのこと。多くの人が免疫を獲得していないことから、急速なまん延により重大な影響を与えるおそれがある。	—	20, 25
新公会計制度	平成17年12月に政府の「自治体の『資産・債務』改革」としてスタートし、平成19年10月に具体的な姿が示された制度のこと。従来から各地方自治体で作成・公表されてきた「貸借対照表」などの「財務諸表」について、「より詳細な管理と分析」を求めるとともに、「資産・負債」の状況をより分かりやすく伝えるための「財務書類の追加」などが盛り込まれている。	—	116

用語	説明	該当ページ	
		基本構想	基本計画
生活習慣病	不適切な食事、運動不足、ストレス過剰や休養の不足、喫煙、飲酒等の生活習慣に起因すると考えられる病気のこと。代表的な生活習慣病としては、脳血管疾患、心疾患、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満等がある。	—	19, 20, 21
成年後見制度	契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結したりした場合、それを取り消すことができるようにするなど、知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度のこと。	—	12
生物多様性	様々な生態系が存在すること、並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること。	—	51
セーフティネット	経済的困窮者に対して、最低限の生活を続けられるようする生活保護などの社会保障制度。	18	—
総合型地域スポーツクラブ	種目の多様性、世代や年齢の多様性、技術レベルの多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動を行う、地域に根ざした自主運営型・複合スポーツクラブのこと。	—	94, 95
ソーシャルインクルージョン	「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念のこと。	—	12
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として、ともに生きていくこと。	—	111 112
多目的トイレ	車いす使用者が利用できる広さや手すりなどに加えて、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えており、車いす使用者だけでなく、高齢者、内部障がい者、子ども連れなどの多様な人が利用可能としたトイレのこと。	—	86
団塊の世代	第二次大戦後、昭和 22 年～24 年に生まれた世代のこと。	5, 11	7
地域包括ケア	団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される状態のこと。	—	7, 8
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって、地球全体の気温が上昇する現象のこと。	5	57, 58
地産地消	国内の地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組のこと。	—	69, 87
地方分権	住民に身近な市町村において行政サービスを行えるようにするため、国の権限や財源等を地方に移し、行政のしくみを変えていくこと。	6, 22	105 109 113
低炭素社会	二酸化炭素の排出量を、自然が吸収できる範囲に抑えた社会のこと。	5	—

用語	説明	該当ページ	
		基本構想	基本計画
デマンド型交通	路線定期型交通と異なり、運行方式、運行ダイヤ、発着地の様々な組み合わせによる予約型の運行形態の輸送サービスのこと。福祉輸送（要介護者、身体障がい者等であって公共交通機関を利用する事が困難な移動制約者を対象に、必要な介助等と連続して、又は一体として行われる個別的な輸送サービス）や特定施設の送迎サービス等は含まない。	—	34
特定健診	生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、内臓脂肪症候群（メタボリックシンдром）に着目して実施する健康診査のこと。	—	20
特定公共賃貸住宅	「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、中堅所得者的人に優良な賃貸住宅の供給を促進することを目的とした公的賃貸住宅のこと。申込みには、同居家族などの条件のほか、世帯所得制限がある。	—	38
内臓脂肪症候群（メタボリックシンдром）	おなかのまわりの内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうちいずれか2つ以上を併せ持った状態のこと。 内臓脂肪は過剰にたまると、糖尿病や高血圧症、高脂血症といった生活習慣病を併発しやすくなってしまう。しかも、「血糖値がちょっと高め」「血圧がちょっと高め」といった、まだ病気とは診断されない予備群でも、併発することで、動脈硬化が急速に進行する。	—	19
認知症	いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたために、様々な障がいが起こり、生活するうえで支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）のこと。	—	7, 8, 21
ノーマライゼーション	「社会で日々を過ごす一人の人間として、障がい者の生活状態が、障がいのない人の生活状態と同じであることは、障がい者の権利である。障がい者は、可能な限り同じ条件のもとに置かれるべきであり、そのような状況を実現するための生活条件の改善が必要である」とする考え方のこと。	—	12
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したもののこと。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。	—	25
パブリシティ	PRの一種で、プレスリリース（報道機関に向けた情報の提供・告知・発表）やインタビューへの応対などを通じて、メディアに対する報道として、自らに関する内容を取り上げてもらおうとする活動のこと。	—	75
パブリックコメント	市町村が計画等を制定するにあたって、事前に計画等の案を示し、その案について広く市民等から意見や情報を募集する制度のこと。	—	105 106

用語	説明	該当ページ	
		基本構想	基本計画
ピアカウンセリング	仲間同志によるカウンセリングのこと。ピアカウンセリングの目指すものは、障がい者の自立生活を援助していくもので、そのために障がい者が自己を受容し、自己信頼に満ち、困難に立ち向かっていけるよう、精神面のサポートをしたり自立生活上で必要な情報、社会資源の提供なども行う。何よりも大切とされていることは、相談する人もカウンセラーとなる人も、対等な関係であるということである。	—	12
東日本大震災	平成23年3月11日に三陸沖で発生したマグニチュード9.0の「平成23年東北地方太平洋沖地震」のこと。この地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害も含む。	2, 5, 6	17, 25, 57
ビデオ喉頭鏡認定救命士	最新鋭のビデオ喉頭鏡（先端に小さなカメラが付いた内視鏡の一種）を使って心肺停止の患者に人工呼吸の気管内チューブを挿入できる救急救命士のこと。なお、現場では無線や携帯電話を活用して直接医師とオンラインで接続し、具体的指示を得て特定行為は行われる（オンラインメディカルコントロール）。	—	24
ファミリー・サポート・センター	仕事と育児の両立を支援するため、育児サービスを受けたい利用会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助組織のこと。	—	4
福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関によっては、要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合に、NPO、公益法人、社会福祉法人等が、実費の範囲内で、営利と認められない範囲の対価によって、乗車定員11人未満の自家用自動車を使用し、会員に対して行うドア・ツー・ドアの個別輸送サービスをいう。この福祉有償運送を行う場合には、運輸支局長等の登録を受ける必要がある。	—	34
ブロードバンド	広帯域という意味で、送受信できるデータ量が多い接続サービスなどのこと。ADSL接続サービス（利用中のアナログ電話回線を使用して高速通信を可能にするインターネット接続サービス）やFTTH接続サービス（光ファイバを直接家まで引き込む形でのインターネット接続サービス）などがある。	—	36
まち美化パートナー	道路、河川、公園などの公共空間の環境美化活動をボランティアで行う団体、個人に対して、必要な支援を行い市民と行政が協働して、新しい環境づくりを推進することを目的として実施して山県市の施策の一つのこと。	—	48
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々のこと。「児童委員」を兼ねている。	—	12, 14, 15, 16, 18

用語	説明	該当ページ	
		基本構想	基本計画
無縁社会	一人暮らし世帯の増加や雇用形態の変化、人々の価値観・ライフスタイルの変化などから、家族、地域、会社などにおける人と人との絆が失われ、孤立する人が増える社会のこと。このような社会では、孤独死や虐待などの様々な問題が生じるおそれがあるとされている。	4	—
メンタルヘルス	「心の健康」の意のこと。心が健康であると、身体・知性・情緒などが良好に調和して、環境に適応でき、周りの人と折り合うことができる。さらに、自分が幸福であると感じ、仕事に対しても自分の能力を発揮することができ、能率的な生活ができる。企業などの職場でのストレスが心の健康に影響すると、個人の健康はもとより、企業側にとっても、休職や生産性低下によるコスト増につながることも期待される。	—	21
薬剤投与認定救命士	静脈路確保ができた傷病者に対して、アドレナリンという強力な強心剤投与が行える資格を持った救急救命士のこと。薬剤投与を行うには、地域メディカルコントロールの認定を受ける必要がある。なお、現場では無線や携帯電話を活用して直接医師とオンラインで接続し、具体的指示を得て特定行為は行われる（オンラインメディカルコントロール）。	—	24
山県市高齢者福祉計画	山県市が策定する、高齢者施策の推進や介護保険事業運営の基本となる計画のこと。平成 27 年度から 3 箇年の計画で、以後、3 年ごとに策定していく。	—	7
ユニバーサルデザイン	高齢者や障がいのある人のみならず、可能な限りすべての人を対象として想定し、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」デザインすること。	—	11, 12
ユビキタス社会	生活や社会の至る所にコンピューターが存在し、人がいつでもどこでもコンピューターにアクセスできる社会のこと。総務省「情報通信白書（平成 16 年版）」で、「『いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能』なネットワーク環境」を、ユビキタス社会として定義付けしている。ユビキタスを実現するツールとしては、IC タグ（電波を受けて働く小型の電子装置の 1 つ）や情報家電、センサー／通信機などの情報機器がある。	—	36
リニア中央新幹線	リニア中央新幹線は、東京都から甲府市附近、赤石山脈（南アルプス）中南部、名古屋市附近、奈良市附近を経由し、大阪市までの約 438km を、我が国独自の技術である超電導リニアによって結ぶ新たな新幹線のこと。平成 37 年（2025 年）に、首都圏～中京圏で営業運転を開始する予定。	5	76
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで生活を展開できる状態のこと。	—	80, 81, 104

---

---

## 第2次山県市総合計画

発 行：岐阜県山県市  
編 集：山県市企画財政課  
住 所：〒501-2192  
岐阜県山県市高木 1000-1  
T E L：0581-22-2111  
F A X：0581-27-2075  
発行年月：平成 27 年 3 月

---

---